

○深夜・早朝における一般用医薬品の供給体制の整備について

(平成16年4月1日)
(薬食発第0401009号)

((社)日本薬剤師会会長・(社)全日本薬種商協会会長・全国医薬品小売商業組合連合会会長・日本チェーンドラッグストア協会会長あて厚生労働省医薬食品局長通知)

一般、深夜・早朝における社会経済活動の増加等を契機として、深夜・早朝における一般用医薬品の供給確保のあり方について、「深夜・早朝における医薬品の供給確保のあり方等に関する有識者会議」において議論が行われ、平成16年1月22日に「深夜・早朝における医薬品の供給確保のあり方について(報告書)」がとりまとめられたところである。

この報告書では、深夜・早朝における一般用医薬品の供給確保体制のあり方としては、医薬品は、一般用医薬品であっても場合によっては重篤な副作用が生じるなど、人の生命・身体に直接影響するものであるため、深夜・早朝においても、薬剤師等の専門家による十分な相談や適切な管理の下、安全性が確保され、国民が安心して一般用医薬品を購入できることを基本に、一般用医薬品の供給体制が整備されるべきであるとしている。

このため、同報告書では、深夜・早朝における一般用医薬品の供給確保のあり方としては、安全性の確保を第一に、店舗に配置された薬剤師等の専門家の下で一般用医薬品が供給され、医薬品を必要とする個々の購入者等が確実に服薬指導・情報提供等を受けられるよう、地域の薬局・薬店による深夜・早朝における輪番制や緊急用のインターフォンの設置その他目的に適合した取組が充実されることが最も望ましいとの考え方が示されている。

関係団体においては、これまで、深夜・早朝における一般用医薬品の供給体制の整備に取り組んできているところであるが、現在、その取組には地域差があり、また、必ずしも地域住民に浸透していない状況にある。

以上のことから、国民の健康な生活の確保といった薬局・薬店に期待される役割を考慮し、貴団体として、これまで以上に積極的な取組を進め、深夜・早朝における一般用医薬品の供給体制をより一層整備されるよう、下記のとおり要請する。

記

1. 薬局を中心とした体制整備について

薬局における夜間・休日の処方せん応需のための体制整備については、これまで「薬局業務運営ガイドラインについて」(平成5年4月30日薬発第408号薬務局長通知)に基づき指導が行われてきており、薬剤師の常時配置の下薬局は調剤と併せて一般用医薬品を供給することが期待される。このため、深夜・早朝においても、薬局が中心となり、処方せん応需と併せて一般用医薬品の供給を可能とする体制を整備するよう努められたい。

2. 地域の実情に応じた体制整備について

深夜・早朝における一般用医薬品のニーズは、地域における社会経済活動の状況や購入者等の病状等に応じて異なるため、当該地域における薬局・薬店の状況等も踏まえた上で、当該地域の実情に応じた一般用医薬品の供給体制を整備するよう努められたい。

また、一般用医薬品の供給体制の整備に当たっては、深夜・早朝における一般用医薬品のニーズが特に救急医療と関係し得ることに鑑み、地域の医療システムとの関係をも十分に考慮されたい。

なお、深夜・早朝における一般用医薬品のニーズは、実際に一般用医薬品を供給するまでに至らず相談に応じるのみで対応できる事例が少なからず存在し、また、このような相談への応需体制の構築には様々な薬局・薬店の協力を得ることが可能と考えられる。したがって、例えば、携帯電話の活用により、緊急連絡先となる電話番号を設け、一般用医薬品に関する相談応需のための体制を構築することなど、少なくとも相談応需のための体制を構築することが適当である。ただし、この場合、相談は電話を通じて行うものであっても、一般用医薬品を実際に手渡す段階においては、薬剤師等の専門家が面談等により関与し、これを行うべきである。

3. 地域住民への周知について

現在薬局・薬店が実施している深夜・早朝における輪番制等の取組は、必ずしも地域住民に浸透していない状況にあるため、今後取組の内容等について、地方公共団体の広報誌への掲載、薬局・薬店の店舗の内外での掲示、薬袋への記載及び購入者等が来店した際必要な情報を記載したカードを配布すること等を通じ、地域住民への周知を行うよう努められたい。

4. 地方公共団体との連携について

2の体制の整備に当たり、1のとおり薬局が中心となり、例えば地域の薬剤師会が様々な薬局・薬店に協力を呼びかけるだけでなく、地域の医療システムとの連携や地域住民への周知の観点からも、地方公共団体との連携を図るよう努められたい。

○深夜・早朝における一般用医薬品の供給体制の整備について

(平成16年4月1日)
(薬食発第0401010号)

(各都道府県知事・各政令市長・各特別区長あて厚生労働省医薬食品局長通知)

標記について、別添により(社)日本薬剤師会、(社)全日本薬種商協会、全国医薬品小売商業組合連合会及び日本チェーンドラッグストア協会あて通知したので、御了知の上、地域の実情に応じた深夜・早朝における一般用医薬品の供給体制の整備について、地域の医療システムとの連携や地域住民への周知の観点からも、積極的に関係団体への協力を行うよう努められたい。